

## 第35回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日(月) 午前9時30分から午前10時まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	中島 元彦
3番委員	大佐古 初江
4番委員	馬場 幸男
5番委員	内野 和幸
6番委員	鳥越 孝広
7番委員	石橋 祐一
8番委員	池端 祥久
9番委員	藤原 優子

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について  
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	前田 由紀子
職 員	塚本 雄二

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第35回農業委員会総会を開催いたします。

                  大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、6番委員、7番委員にお願いいたします。

両委員        はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局        はい。

議長            では、早速、議事に入ります。

#### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

議長            議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、1件の申請がございます。事務局から説明をお願いします。

事務局        はい。（資料の読み上げ）  
                  いずれも3条調査書の各項目に該当せず、基準を満たしております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長            続いて地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。  
                  担当は4番委員ですのでお願いします。

7番委員        農業を始められて4年程になる認定新規就農者で、カド対策協議会の会長もされておられ問題ありません。

議長            ありがとうございました。  
                  担当委員の意見を終わり審議に入ります。今回は特別にご質問等があれば事前に事務局までご連絡をお願いしたところ、ご意見は届いていないようですが、ご意見はなしということですのでよろしいでしょうか。

各委員        はい。

議長            それでは、質問が無いようですので審議を終わり採決に入ります。  
                  まず、許可される方は挙手をお願いします。  
                  (全員賛成)  
                  全員賛成で許可することに決定します。

議長            それでは、次に

#### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長            議案第2号については、1件の申請がございます。  
                  事務局の説明をお願いします。

事務局          はい。この案件は、田から畑にするため道路までの1メートルを超えるかさ上げをされるもので、規模が大きいことから農業委員会への届出ではなく県許可扱いとなるものがございます。(資料読み上げ)  
                  ご審議の程よろしくお願い致します。

議長            事務局説明が終わりました。続いて、担当地区委員のご意見を伺いたいと思います。担当は6番委員ですので、よろしくお願い致します。

6番委員        この場所は、南側に農業用水路がありますので土砂等の入り込みが無いようブロック積みにし、水路に配慮すると説明を受けています。問題はありません。

議長            ありがとうございました。  
                  事前にご質問は事務局に届いていないようですが、何かございませんか。

5番委員        県許可になるのは、高さとおよび広さの条件は両方でしょうか片方でしょうか。

事務局          一方でも超える場合は県許可となるものです。

5番委員        分かりました。

議長            他にご質問はございませんか。  
                  (意見者なし)  
                  ご意見がないようですので、採決に入ります。  
                  許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
                  (全員賛成)  
                  全員賛成で許可相当とし、付すべき意見はなしとして県へ提出することと致します。

議長 続いて

### 議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第3号については、35件の申請がございます。

なお、14番から25番までと34番、35番案件は私に関する案件でございますので、農業委員会法第31条による議事参加ができないと規定されておりますので、審議につきまして退席いたします。

それではまず、私に関するものを除く説明を事務局お願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)

いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたが、皆さんからご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので質疑を終わり採決に入ります。

議案2号の私に関するものを除く案件は、一括採決でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、私に関するものを除く案件に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で私に関するものを除く案件は許可することに決定します。

続いて、私の案件に入りますので私は退室し、以後の進行を2番委員にお願いします。

— 1番委員退室 —

2番委員 それでは、会長に代わりまして私が議事進行を行います。

14番から25番までと34番、35番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

ご審議の程、よろしくお願い致します。

2番委員 説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

(質疑なし)

無いようですので質疑を終わり採決に入ります。

2番委員 14番から25番までと34番、35番に関する案件に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で14番から25番まで、34番、35番は許可することに決定します。

1番委員の入室をお願いします。

- 1番委員入室 -

1番委員に関する案件が終了しましたので、議事進行を1番委員に交代します。

議長 それでは次に移ります。

続いて、報告に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第4号 非農地証明について

議長 報告については、ご覧いただいているとおり処理されているものでございますので、説明について今回は特別に省略としてよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 報告につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第1号から第4号までを終わります。

以上をもちまして、第35回農業委員会総会を終了いたします。

- 閉会 -

以上